

事務連絡
平成27年12月28日

全国健康保険協会
健康保険組合
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

被保険者証再発行に係る本人確認措置の確実な実施について

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格別の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、従来より適切に御対応いただいておりますが、平成27年10月から国民一人ひとりに個人番号が通知され、平成28年1月から段階的に各医療保険者における個人番号の利用が開始される一方で、基本四情報（氏名・性別・生年月日・住所）を悪用した、なりすましによる被害が生じることのないよう対策の徹底が求められます。

したがって、改めて、被保険者証再発行の取扱いについて、下記の点にご留意いただくとともに、都道府県におかれては、管内市町村（国民健康保険及び後期高齢者医療担当）に対する周知をお願いいたします。

記

1. 被保険者証の再発行申請を受け付けるに当たって本人確認を行う際は、運転免許証やパスポートなど、申請者本人の顔写真が分かるもので行うこと。
2. 1による本人確認が困難な場合は、住民票などの公的な証明書をもって確認を行い、データの照合のみによる確認や電話のみによる確認は避けること。
3. 本人の代理人が申請を行う場合は、代理人の身元確認に加えて、本人と代理人との関係が分かる書類等を併せて確認すること。（ただし、国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、代理人が同一世帯者である場合はこの限りでない。）
4. 郵送による再発行の申請があった場合においても、運転免許証等の写しを添付させるなど、1から3に準じた方法により本人確認を行うこと。（国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、被保険者の個人番号による本人確認も行うこと。）
5. 健康保険の被保険者のうち任意継続被保険者以外の被保険者については、再交付書に事業主名等がしっかり記載されているか確認のうえ、再発行を行うこと。